

日本学士院賞 受賞者

梅原

郁



専攻学科目 中国宋代制度史

生年 昭和三十九年 一月  
略歴 昭和三十三年 三月  
同 三十七年 三月  
同 四〇年 四月  
同 四四年 七月  
同 五六年 四月  
同 六一年 五月  
平成 九年 三月  
同 九年 四月  
同 一五年 四月  
同 一九年 一月

京都大学文学部史学科卒業

京都大学大学院文学研究科博士課程修了

神戸学院大学栄養学部助教

京都大学人文科学研究所助教

京都大学人文科学研究所教授

文学博士

京都大学名誉教授

就実女子大学文学部教授

就実大学人文科学部教授（平成一九年三月まで）

（財）黒川古文化研究所所長（現在に至る）

## 文学博士梅原 郁氏の『宋代司法制度研

### 究』に対する授賞審査要旨

律令を根幹とする旧中国の法制は、官僚制の展開に即応して整備され発展してきた。唐王朝（六一八―九〇七）の初期に一段と整備を施された唐律令の法制および三省六部制と表現される官僚行政組織は、ともに後続王朝の法制大綱における典範の役割を果たし続けた。しかし、唐半ば七五五年の安史の乱から五代王朝（九〇七―九六〇）にいたる二〇〇余年間を特色づけた武人（節度使等）の専横、これと同時期に生じた社会経済上の激変は、唐朝の法制・行政組織を形骸と化し、律令は根本法典の位置に止まり、社会情勢の変化のつど随時副次法典を發布・編纂して対処するようになった。文治主義を掲げて政治混乱を收拾した宋王朝（九六〇―一二七九）は、神宗元豊三年（一〇八〇）をその頂点とする行政・司法の改造を推進し、武人の遺風を一掃する一面で、行政・司法の組織と運用を社会の現実に対応するべく一新させた末に、これを唐律令の骨格の中に盛り込むことに成功し、この新生枠組みが元朝をへて明朝、清朝へと継承された。

過渡的かつ変革的、また現実主義的である宋代の法制は、随所に新旧両制度の並立・錯綜・名義上の重複に満ち、その復元作業は中国制度史上の難事業とされて説明が後れてきた。梅原氏は畢生の課題としてこの研究に挑み、史料の博搜に基づく分析範囲を宋代のみならず先行する五代・唐に遡らせて宋朝制度の復元に専念してきた。本書に先立つ著述『宋代官僚制度研究』（一九八五年、六二二頁）では、元豊三年の改革にいたる一〇〇余年の過程に焦点を置き、宋王朝の官僚行政の全機構につき職制と分限、人事上の登用・任官・昇任・左遷・監察の構造、胥吏の行政補助機能につき、その実態を逐一実証的に解明した。

本書『宋代司法制度研究』（創文社、二〇〇六年二月二十五日刊、八五一頁）は、前著の成果を土台として、同様の入念な検証を司法制度の全機構に及ぼし、課題である宋代官僚制度の総合叙述をここに完成させたものである。一二章にわたる全篇のほとんどは組織的な論述のために書き下したものであり、前著との重複を含まない。本書は司法行政上の審級の上下関係に沿って述べられる。県の段階では刑事犯の逮捕取監（獄）を含めて、初級裁判にあずかる司法官員・職員（知県・主簿・県尉および胥吏・弓手）の職制と分限、獄舎について考察する。次に民事裁判の結審が輻輳して法曹の職も分化し、また武人の遺風を淘汰する要所をなす府州を考察して、

職制と分限（知府州・通判・簽書判官庁公事、司理參軍、司法參軍および胥吏）ならびに府州の獄について論述する。ついで地方行政の監督区画をなす路の段階を考察し、司法・行政の監察に任ずる提点刑獄の職掌を考証し、管下の司法処分を巡察するほか、直訴および疑義のある死刑案件を中央へ上申し、中央の御史台の指揮下で官員汚職を裁く特別法廷を設営するなど、行政上で中央と地方を媒介する機能を果たしたことを論証する。さらに中央最高の司法機関を

論じ、唐代における刑部・大理寺・御史台三者が合議裁決する制度の衰退を受け、新設された審刑院が刑部・大理寺を統率して、裁裁を待つ死刑案件ほか重罪の審議、さらに法典の作成と編纂にも任じた経緯を論ずる。元豊三年、審刑院の職能は刑部・大理寺に吸収され、宋初以来官員の犯罪を糾弾して裁く機能を帯びて独自に発展してきた御史台と合わせて、最高の審級機関がここに整った。また国都として人口と富と権力者を集めた開封府において、知府・軍巡院などの機関が大理寺・御史台と連携して独自の裁判権を執行する権限を与えられていたことにも論述が及ぶ。第二部では分析の視角を改め、副次法典である編敕、敕令格式の編纂事情、官員の処罰およびその手続きについて詳細な考察が加えられている。

本書は旧中国の官僚制度なканずく司法制度が、その発達史上未曾有の混乱状態を脱却して、新規の再編と安定に至る過程について

の歴史的な復元研究である。各層位の司法機関の職掌と機能の変遷を個々に確定するにとどまらず、それらが司法行政全体のなかで占める上下・相互の関係を同時に確定することは、すべて着実な実証作業を必要とする。本書は唐・五代・宋の関連史料を網羅的に博捜し、検証を加えて得た事実関係に基づいて論証されており、その綿密さと総合性において他に前例を見ない。

論述は平板な概説ではなく動態にも考察が及ぶ。新旧制度の混交した状態のなかから、新規の制度が台頭して変革に達する過程を述べるに当たっては、太宗（九七六―九九七）真宗（九九七―一〇二二）の交における変化、および神宗期における改革の断行を重視して、中央政府の指導力に言及する。また法官の具体像について可能な限り数量的・伝記的史料を駆使して各官員の職階人事上の閱歴および選任の背景を詳説し、司法各機関の実態と重要度を判定している。さらに総人口に比べて定員の規模が限られていた官僚機構のなかで、司法の機能がいかに運用され得たかについては、司法機関の各階層に配属されて実務を担当した胥吏の規模および職掌を克明に明らかにしている。また宋代の司法において、官員の贖罪制度が成長を見たことの指摘も重要である。

その一面、本書における司法制度の叙述では、司法行政機構の解明に主たる重点がおかれ、相続・動産不動産・債権などをめぐる民

事告訴の処断の実情は、史料の制約のため必ずしも十分に説かれていない。変革期の司法制度の叙述としては今後課題を残しているといえよう。しかし重厚緻密な考証作業を通じて、一旦は形骸化した唐朝の法制体系が、宋朝の手で新しい社会に即応する制度として再編された過程を論証した業績としては明快であり、旧中国の司法行政史研究の今後の深化発展に確実に寄与する重要な里程碑の位置を占めるものとして、高く評価すべきである。